

2025 年 8 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 UNICON ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 小 山 剛
(コード番号：407A 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役(管理部門管掌) 湯 田 高 弘
(TEL. 022-781-8515)

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025 年 8 月 20 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 4,725,100 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号
エンデバー・ユナイテッド 2 号投資事業有限 4,725,100 株
責任組合
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社、大和証券株式会社、楽天証券株式会社、株式会社 S B I 証券、東海東京証券株式会社、岡三証券株式会社、静銀ティーエム証券株式会社及びちばぎん証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定(売出価格の決定にあたり、2025 年 9 月 5 日に仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2025 年 9 月 17 日に決定する。)
- (5) 申 込 期 間 2025 年 9 月 18 日(木曜日)から
2025 年 9 月 24 日(水曜日)まで
- (6) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (7) 株 式 受 渡 期 日 2025 年 9 月 26 日(金曜日)
- (8) 前記各項を除くほか、この株式売出しに関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 708,700 株（上限）
(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、2025 年 9 月 17 日（売出価格等決定日）に決定される）
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号
野村證券株式会社 708,700 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における売出価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の引受人の買取引受による株式売出しが中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. 親引けの件

上記 1. の引受人の買取引受による株式売出しに当たり、当社は、引受人に対し、上記 1. の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の一部を、当社が指定する販売先（親引け先）に販売することを要請する予定であります。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
UNICON ホールディングスグループ従業員持株会	取得金額 32,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	福利厚生のため
株式会社きらやか銀行	取得金額 300,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
株式会社七十七銀行	取得金額 300,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
株式会社東邦銀行	取得金額 300,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
株式会社シーティーエス	取得金額 100,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
株式会社しもごう環境サービス	取得金額 100,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

株式会社仙台銘板	取得金額 100,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
株式会社高助	取得金額 100,000 千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
株式会社アクティオ	取得金額80,000千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
株式会社亜喜建設	取得金額50,000千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
加藤建材工業株式会社	取得金額50,000千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
金沢興業株式会社	取得金額50,000千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
東北電機鉄工株式会社	取得金額50,000千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
東北レミコン株式会社	取得金額50,000千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
株式会社ナカムラ	取得金額50,000千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
山形酸素株式会社	取得金額50,000千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
株式会社鈴木総業	取得金額40,000千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
株式会社太陽警備保障	取得金額30,000千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
東栄コンクリート工業株式会社	取得金額30,000千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
株式会社北陽	取得金額30,000千円を上限として要請を行う予定であります。	既存取引先との関係強化のため
理研興業株式会社	取得金額30,000千円を	既存取引先との関係強化の

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

	上限として要請を行う 予定であります。	ため
株式会社エコー設備工業	取得金額20,000千円を 上限として要請を行う 予定であります。	既存取引先との関係強化の ため
株式会社置賜総合保険	取得金額20,000千円を 上限として要請を行う 予定であります。	既存取引先との関係強化の ため
株式会社四釜サッシセンター	取得金額20,000千円を 上限として要請を行う 予定であります。	既存取引先との関係強化の ため
田村建材株式会社	取得金額20,000千円を 上限として要請を行う 予定であります。	既存取引先との関係強化の ため
株式会社マルニ建工	取得金額20,000千円を 上限として要請を行う 予定であります。	既存取引先との関係強化の ため
新和商事株式会社	取得金額15,000千円を 上限として要請を行う 予定であります。	既存取引先との関係強化の ため
有限会社ヒロテック	取得金額10,000千円を 上限として要請を行う 予定であります。	既存取引先との関係強化の ため
株式会社ヤマコン	取得金額10,000千円を 上限として要請を行う 予定であります。	既存取引先との関係強化の ため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 株式売出しの概要

(1) 売出株式数

普 通 株 式	引受人の買取引受による売出し	4,725,100 株
	オーバーアロットメントによる売出し	708,700 株 (※)

(2) 需 要 の 申 告 期 間 2025 年 9 月 9 日 (火曜日) から
2025 年 9 月 16 日 (火曜日) まで

(3) 価 格 決 定 日 2025 年 9 月 17 日 (水曜日)
(売出価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 申 込 期 間 2025 年 9 月 18 日 (木曜日) から
2025 年 9 月 24 日 (水曜日) まで

(5) 株 式 受 渡 期 日 2025 年 9 月 26 日 (金曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主であるエンデバー・ユナイテッド 2 号投資事業有限責任組合 (以下、「貸株人」という。) から借入れる株式であります。これに関連して、野村証券株式会社は、708,700 株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利 (以下、「グリーンシュエーション」という。) を、2025 年 10 月 24 日を行使期限として付与される予定であります。

また、野村証券株式会社は、2025 年 9 月 26 日から 2025 年 10 月 24 日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限 (上限株式数) とする当社普通株式の買付け (以下、「シンジケートカバー取引」という。) を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書 (及び訂正事項分)」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主に対して連結配当性向 40%程度の安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

配当の回数については、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社は、「取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、有望投資先への再投資や財務体質の強化と人員の拡充・育成といった収益力強化のための投資に活用する方針です。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後につきましては、財政状態及び経営成績を勘案したうえで、連結配当性向 40%程度の安定的な配当の実施を目指してまいります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2022 年 6 月期	2023 年 6 月期	2024 年 6 月期
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△)	△64.84 円	55.21 円	248.64 円
1 株 当 たり 配 当 額 (1 株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	30,412 円 (30,412 円)
実 績 配 当 性 向	－%	－%	122.3%
自 己 資 本 当 期 純 利 益 率	－%	11.4%	45.6%
純 資 産 配 当 率	－%	－%	55.7%

(注) 1. 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 2022 年 6 月期及び 2023 年 6 月期の 1 株当たり配当額（1 株当たり中間配当額）、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載していません。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、2022 年 6 月期は当期純損失であるため記載していません。また、純資産配当率は配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。

4. 当社は、2025 年 1 月 31 日付で株式 1 株につき 100 株の株式分割を行っておりますが、2023 年 6 月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△)を算定しております。

5. 上記 4. の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）』の作成上の留意点について」（平成 24 年 8 月 21 日付東証上審第 133 号）に基づき、2022 年 6 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2022 年 6 月期の数値（1 株当たり配当額については全ての数値）については、監査法人 F R I Q の監査を受けておりません。

	2022 年 6 月期	2023 年 6 月期	2024 年 6 月期
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△)	△0.65 円	55.21 円	248.64 円
1 株 当 たり 配 当 額 (1 株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	304.12 円 (304.12 円)

3. ロックアップについて

上記 1. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人であるエンデバー・ユナイテッド 2 号投資事業有限責任組合並びに当社株主である小山和夫は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2026 年 3 月 24 日までの期間（以下「ロックアップ期間という。」）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、上記 1. の引受人の買取引受による株式売出し、上記 2. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエーションの対象となる当社普通株式

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

を野村證券株式会社が取得すること等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者(小山剛、小野貞人、植村賢二、井上孝、黒沼理、植村卓馬、飯塚信、大浦和久、湯田高弘、三須三男、阿部猛、元木義人、大瀧浩之、平澤慎一郎及び目黒良樹)との間で継続所有等の確約を行っております。

4. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「2. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。